

経営者のための『不動産税務通信』R6.3月号



**想定以上に今期の利益が増加しました。
役員にボーナスを出せば圧縮できますか？**



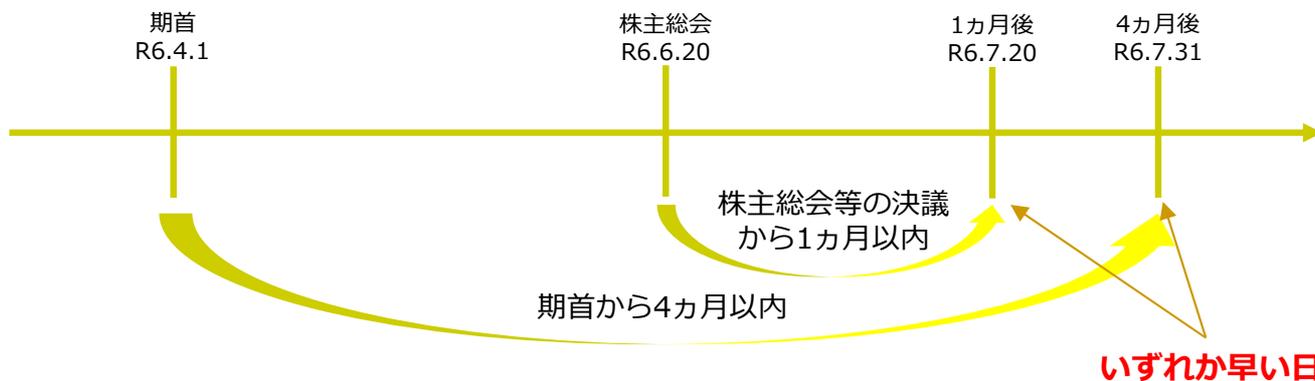
役員へのボーナス支給には事前に届出が必要です。

役員報酬の基本的な考え方

毎月の報酬：毎月同額を支給すること
(期首から3か月経過までは変更可能)

臨時の賞与：事前に支給日と金額の届出をした上でその届出通りに支給すること

賞与の事前届出の期限



届出をしないで支給すると...

届出をしないで支給又は届出通りに支給しなかった場合は法人税計算上の経費にすることが出来ず、利益圧縮の効果は無い。しかし、役員個人の給与所得には加算されるため所得税負担は増える。

役員報酬(賞与)は法人の利益を圧縮するために一般的に用いられる手段ですが、いつでも自由に支給してよいわけではありません。法人税法の規則に則った方法で支給しないと利益の圧縮効果をもたらさないにもかかわらず個人の所得税負担は増加するので一方的に不利を被ることになります。役員報酬の設定は事前の利益予測等を基にして慎重に判断する必要があります。

税理士紹介ページ

弊所に所属する
税理士一覧です。



電話・面接相談



新宿相談所 (新宿三井ビル33階)

横浜相談所 (横浜スカイビル20階)

東京日本橋相談所 (ビジネスエアポート日本橋内)

TEL : 03-3344-3301
Mail : ask@tokyocity.co.jp
ご利用時間09:30~17:30

編集担当：石井 貴尚